

信濃毎日新聞社と信州大学教育学部との連携に関する覚書

信濃毎日新聞社(以下「甲」という。)と信州大学教育学部(以下「乙」という。)は、相互に連携を深め、新聞活用教育に関する教育活動の充実を図り、甲の社会的貢献による発展と乙の教育研究及び教員養成の充実を図るため、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

1 連携事項

- (1) 甲と乙は、市民参画型の教員養成事業として、「新聞活用教育概論」の授業(以下「連携授業」という。)を開設する。
- (2) 甲は乙に対して連携授業に関する講義の実施及び施設の見学、実習の場の提供等を通して、新聞活用教育について広く学修する機会を提供し、乙は甲に対して連携授業の場や教育研究の成果を提供する。

2 費用負担

甲は、連携授業に係る講義のための人材派遣、施設見学及び実習に必要な費用を負担するものとする。

乙は、連携授業の講義室の確保及びその運営に必要な費用を負担するものとする。

この覚書に定めのない経費に関する事項は、甲、乙の協議により取り決めるものとする。

3 秘密等の保持

- (1) 甲及び乙は、連携事項の実施により知り得た相手方の情報及び関係者の個人情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供若しくは漏洩し、又は第1に規定する目的以外の目的に利用してはならない。ただし、法令に基づき司法又は行政機関の強制力のある命令等により当該情報の開示を求められた場合は、この限りではない。
- (2) 甲と乙は、この覚書の有効期間満了後も、前号の規定による秘密保持等の義務を負う。

4 有効期間

この覚書は平成28年4月1日から3年間有効とし、その後、どちらか一方から書面により中止又は変更の意思表示がなれば、3年毎に自動的に更新される。

なお、一方が協定書の中止を希望する場合には、6箇月前までに相手方にその旨を通告しなければならない。

この覚書は2通作成し、甲と乙が各1通保有するものとする。

平成28年3月30日

(甲) 長野市南県町657番地
信濃毎日新聞社
代表取締役副社長

中村寛一

(乙) 長野市西長野6のロ
信州大学教育学部長

永松裕希